

## 徳島市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載する手続等について、徳島市民間広告事業実施要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（文字又は画像で表示された情報で、広告主の指示するホームページにリンクするものをいう。）とする。

(掲載することのできる広告に関する基準)

第3条 市ホームページへの広告の掲載は、徳島市ホームページ広告掲載基準に従い行うものとする。

(広告の位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

掲載位置	枠数
トップページ	12枠
とくしま動物園トップページ	6枠

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	横150ピクセル×縦60ピクセル
形式	G I F又はJ P E G ただし、アニメーションなど画像が変化するものは不可
データ容量	10KB以下
その他	画像に外枠を設ける 画像の代替文字として次の文字列を指定する (1) 先頭は「[広告]」の4文字とする (2) 前号に続く文字列は、原則として広告主名又は広告に表示されている文字列とする 徳島市ホームページ広告表現ガイドラインに準拠すること

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次のとおりとする。

掲載期間 (連続する期間)	広告掲載料	
	トップページ	とくしま動物園 トップページ
1か月～3か月	月額 20,000円	月額 10,000円
4か月～7か月	月額 18,000円	月額 9,000円
8か月～11か月	月額 16,000円	月額 8,000円
12か月	月額 14,000円	月額 7,000円

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1か月単位とし、連続する掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において最大12か月とする。

2 広告の掲載は、毎月1日の午前中に行うものとする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日以降最初の平日(第1号及び第2号に掲げる日並びに1月2日及び3日を除く日をいう。以下同じ。)を掲載開始日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 市が公募により広告主を募集する方法

(2) 市が広告代理店を通して広告主を募集する方法

2 市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、市ホームページに広告代理店の連絡先等を表示するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 市ホームページへ広告の掲載を希望する者は、徳島市ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告案を添えて、市に申し込むものとする。

2 市は、必要に応じて、前項の規定により申込みを行った者(以下「申込者」という。)に掲載に関する資料を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店が定める方法により申込みを行うものとする。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の適否を決定するものとする。

2 前項の規定による審査により、広告の掲載を適当と認める申込みが募集件数を超える

ときは、次に定める順位により掲載する広告を決定するものとする。この場合において決定しないときは、抽選により決定する。

- (1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 掲載期間が長いもの
- 3 広告掲載の適否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について徳島市ホームページ広告掲載申込結果通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するものとする。
- 4 市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、前項の規定は適用しない。

#### （広告掲載料の納付）

- 第11条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載期間の広告掲載料の全額を指定された期日までに納付しなければならない。
- 2 広告を月の途中から掲載する場合には、1か月に満たない期間の広告掲載料は、1か月の掲載料の額とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店が定めた額及び方法により支払うものとする。

#### （広告原稿の作成及び提出）

- 第12条 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、市に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。
  - 3 市は、第1項の規定により提出された広告原稿の広告内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある場合又はこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、期日を指定して広告内容の修正を求めることができる。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告主は広告代理店が定めた方法により提出するものとする。

#### （広告内容等の変更）

- 第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徳島市ホームページ広告掲載内容等変更申請書（別記様式第3号）により速やかに市に届け出なければならない。
- (1) 広告を差し替えるとき。
  - (2) リンク先を変更するとき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、徳島市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店が定めた方法により変更を申し出るものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次に掲げる場合は、広告主への催告その他何らかの процедуруをすることなく、広告の掲載に係る決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第11条第1項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が第12条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が第12条第3項の期日までに広告内容を修正しないとき。
- (4) その他、市ホームページへの広告の掲載が適切でないときと市長が判断したとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、徳島市ホームページ広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載の申込みを取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の申込みを取り下げるときは、徳島市ホームページ広告掲載取下げ申出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料の不還付)

第16条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰することができない理由により、広告掲載を中止したときはこの限りではない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降に係る納付済月額額の総額とする。この場合において、当該還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。